

石川県広域被災者データベース・システムの整備検討に係る情報提供依頼について

令和6年6月  
石川県総務部デジタル推進監室

## 1 情報提供依頼の背景

石川県（以下、「本県」という。）では、令和6年能登半島地震を踏まえ、市町村の区域を跨ぐ広域災害時に被災状況や現在の居所等の把握が困難な避難所外被災者について、県・市町村が連携し、デジタル技術を活用して状況を把握、共有する仕組みを構築することを目指している。

市町村の区域を跨る広域災害においては、通常の災害と異なり、①市町村職員も被災することし、結果、行政機能が一時的に麻痺し、被災者支援に手が回らなくなる、②広域災害時には、市町村の区域外の者が支援者として被災地を訪問して、日々入れ替わりながら被災者支援を行う頻度が高くなる、③被災者が、市町村の区域外へ広域的な避難を行う必要が発生する等の特徴が挙げられる。

このような広域災害であっても、支援を必要とする被災者を把握し、必要とする支援を提供する、切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するために、通常の災害とは異なり、都道府県が、被災者情報の管理を行う上で、一定の役割を果たす必要がある。そのため、発災直後から都道府県が被災者情報を取得し、共有できる広域被災者データベースや必要な機能を有するシステム（以下「広域被災者データベース・システム」という。）を整備する。

広域被災者データベース・システムは、他の都道府県も活用できるよう、県内被災自治体や、都道府県、国（内閣府防災、デジタル庁等）、民間事業者が参画する「広域被災者データベース・システム構築・検討ワーキンググループ（以下「検討ワーキンググループ」という。）」を組織し、標準仕様書（必要な機能・ユースケース及び業務フロー）や導入手順書の策定、個人情報の共有の範囲や取り扱いについて法的な検証を含めて対応を明確化し、令和6年能登半島地震における石川県の被災者支援における現場検証も行いながら、議論を踏まえたアジャイルな開発を想定する。

以上、令和6年能登半島地震を踏まえた、広域被災者データベース・システムの構築及び検討ワーキンググループの整備・運用に関し、全国展開を想定しての情報提供を依頼するものである。

## 2 情報提供依頼の目的

本情報提供依頼の目的は、以下のとおり。

- (1) 広域被災者データベース・システムの整備に必要な具体的なソリューションや要素技術に関する情報収集
- (2) 広域被災者データベース・システムの整備に必要な費用の把握  
情報の提供にあたっては、以下の観点に留意すること。

- ① 「安定性」(可用性)の確保
- ② 「安全性」(情報セキュリティ)の確保
- ③ 「効率性」(業務効率)の確保
- ④ 「柔軟性」(メンテナンス作業の省力化)の確保
- ⑤ 「利便性」(ツール等の使いやすさ)の確保

また、提供された情報については、広域被災者データベース・システムの整備等の参考とし、今回の情報提供に関する評価等の返答は行わないものとする。

### (3) 検討ワーキンググループの整備・運用に必要な費用の把握

## 3 情報提供依頼の対象範囲

本県が想定している広域被災者データベース・システム及び検討ワーキンググループについて、「広域被災者データベース・システム整備事業推進業務に係る業務委託仕様書(案)」にシステム構成図及び検討体制を示す。なお、システム構成図は、後述する基本要件を実現できる構成であれば、この限りでない。

## 4 情報提供依頼の基本要件

(1) 「広域被災者データベース・システム整備事業推進業務に係る業務委託仕様書(案)」に示す内容の実現に必要な製品や体制等情報の提供を依頼する。なお、当該仕様書(案)に示すアウトプット等が実現できる構成等であれば、その方法・実施体制については問わないこととする。

- ・ 例示するツールを必ずしも網羅・提案する必要はない。
- ・ 各内容について複数の実現方法がある場合は、それぞれ示すこと。
- ・ 複数の内容について1つのツールでの実現及びツール等の導入なしに実現することも妨げない。
- ・ 「広域被災者データベース・システム整備事業推進業務に係る業務委託仕様書(案)」に示す項目の中で独自で網羅的な対応ができない場合、複数の事業主体での連携での提案を期待する。やむをえない事情がある場合、対応できない項目を明示的に示す事で部分的な提案も可能とする。

(2) 上記(1)を実現に必要な以下の資料についても、情報提供を行うこと。

① 概算見積書

様式は任意とし、以下の内容を網羅した見積書を提出すること。

- ・可能な限り、仕様書の内容ごとに分けて算出すること。
- ・導入費用については、年度別でハード・ソフト・サービス・構築に係る費用を分けて算出し、ソフトについては導入しようとするツール毎にライセンス料含め算出すること。
- ・運用費用については、構築から10年間の運用費用を年度別に算出すること。  
なお、運用要件の前提として、運用保守SEの常駐・非常駐は提案者判断とする。
- ・令和6年度の想定事業費は2億円とする。

5 本依頼に係る参考資料、情報提供資料の提出先、提出期限等

(1) 参考資料

広域被災者データベース・システムは、内閣府地方創生推進室及びデジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を受けて実施するものであり、参考資料として以下の資料を示す。

- ・参考資料1\_TYPES\_石川県実施計画書（未定稿）
- ・参考資料2\_石川県情報調達共通特記仕様書
- ・参考資料3\_参考\_被災者データベースの構築について

(2) 情報提供資料の提出先（問い合わせ先）

あて先：石川県総務部デジタル推進監室

所在地：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎5階

電話番号：076-225-1320

メールアドレス：e120300@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 情報提供資料の提出方法

電子メールにより提出すること。

(4) 情報提供期限

令和6年6月26日（水） 午後5時

## 6 留意事項

- (1) 提供者から本県に提供された情報は、提供者の同意なしに外部へ提供しないものとする。
- (2) 提供者から提供を受けた資料等は、返還しないものとする。
- (3) 情報提供に要する費用は、提供者が負担するものとする。
- (4) 提供者は、提供した資料に関して本県からの問い合わせに対応すること。
- (5) 本依頼は、製品の導入等を確約するものではない。